改正後	改正前
（氏名等を明らかにする措置） **第四十六条**　情報通信技術活用法第六条第四項又は第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名（第三十八条第一項第一号の規定による供託にあつては、申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置）とする。	（氏名等を明らかにする措置） **第四十六条**　情報通信技術利用法第三条第四項又は第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名（第三十八条第一項第一号の規定による供託にあつては、申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置）とする。
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

○法務省令第四十九号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定及び関係規定に基づき、電子公告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

法務大臣臨時代理
国務大臣　武田　良太

電子公告規則の一部を改正する省令

電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法務大臣への報告事項及び報告方法） **第六条**　［略］ 2　調査機関は、前項に規定する事項を、電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間の始期の二日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して法務大臣に報告しなければならない。 3　調査機関は、電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間中に、調査委託者から、当該調査機関が業務規程で定めるところにより、第一項に規定する事項のいずれかを変更する旨の通知があった場合には、法務大臣に対し、速やかに、当該通知に係る変更の時期及び内容を情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して報告しなければならない。 4　法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）第四条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により報告をする調査機関について準用する。	（法務大臣への報告事項及び報告方法） **第六条**　［同上］ 2　調査機関は、前項に規定する事項を、電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間の始期の二日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して法務大臣に報告しなければならない。 3　調査機関は、電子公告調査の求めに係る電子公告による公告の公告期間中に、調査委託者から、当該調査機関が業務規程で定めるところにより、第一項に規定する事項のいずれかを変更する旨の通知があった場合には、法務大臣に対し、速やかに、当該通知に係る変更の時期及び内容を情報通信技術利用法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して報告しなければならない。 4　法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）第四条第一項及び第四項の規定は、前二項の規定により報告をする調査機関について準用する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

○法務省令第五十号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政令第百六十九号）第四条第一項第二号の規定に基づき、沖縄弁護士に関する政令第四条第一項第二号に規定する法務省令で定める者を定める省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

法務大臣臨時代理
国務大臣　武田　良太

沖縄弁護士に関する政令第四条第一項第二号に規定する法務省令で定める者を定める省令

沖縄弁護士に関する政令第四条第一項第二号に規定する法務省令で定める者は、精神の機能の障害により沖縄弁護士の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附　則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。

○財務省令第三十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

財務大臣　麻生　太郎